

令和8年第1回玉城町議会定例会会議録（第4号）

- 1 招集年月日 令和8年3月3日（火）
- 2 招集の場所 玉城町議会本会議場
- 3 開 議 令和8年3月13日（金）（午前9時00分）
- 4 出席議員 （12名）

1番 坂本 稔記	2番 南 雅彦	3番 山口 欣也
4番 福田 泰生	5番 渡邊 昌行	6番 谷口 和也
7番 井上 容子	8番 山路 善己	9番 前川さおり
10番 中西 友子	12番 坪井 信義	13番 小林 豊
- 5 欠席議員 なし
- 6 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職・氏名

町 長 辻村 修一	副町長 杉本 隆雄	田間 宏紀	教育 長 山村 嘉寛
会計管理者 真砂 浩行	総務防災課長 内山 治久	保健福祉課長 見並 智俊	
税務住民課長 梅前 宏文	建設 課 長 平生 公一	産業振興課長 里中 和樹	
教育事務局長 山下 健一	上下水道課長 上村 和弘	病院老健事務局長 竹郷 哲也	
生活環境室長 松田 臣二	地域共生室長 心得 西野 珠代	監 査 委 員 大西 栄	
- 7 職務のため出席した者の職・氏名
議会事務局長 西岡 厚 同 書 記 福井希美枝 同 書 記 若宮 慎朔
- 8 日 程
- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 議案第 3号 玉城町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について（討論・採決）
- 第 3 議案第 4号 玉城町職員の給与に関する条例の一部改正について（討論・採決）
- 第 4 議案第 5号 玉城町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について（討論・採決）
- 第 5 議案第 6号 玉城町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について（討論・採決）
- 第 6 議案第 7号 玉城町国民健康保険条例の一部改正について（討論・採決）
- 第 7 議案第 8号 玉城町介護保険条例の一部改正について（討論・採決）
- 第 8 議案第 9号 玉城町消防団員等公務災害補償条例の一部改正について（討論・採決）
- 第 9 議案第10号 令和7年度玉城町一般会計補正予算（第7号）（討論・採決）
- 第10 議案第11号 令和7年度玉城町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）（討論・採決）

- 第11 議案第12号 令和7年度玉城町山村振興事業特別会計補正予算（第2号）（討論・採決）
- 第12 議案第13号 令和7年度玉城町介護保険特別会計補正予算（第3号）（討論・採決）
- 第13 議案第14号 令和7年度玉城町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）（討論・採決）
- 第14 議案第15号 令和7年度玉城町病院事業会計補正予算（第2号）（討論・採決）
- 第15 議案第16号 令和7年度玉城町水道事業会計補正予算（第3号）（討論・採決）
- 第16 議案第17号 令和7年度玉城町介護老人保健施設事業会計補正予算（第2号）（討論・採決）
- 第17 議案第18号 令和7年度玉城町下水道事業会計補正予算（第3号）（討論・採決）
- 第18 議案第19号 令和8年度玉城町一般会計予算（討論・採決）
- 第19 議案第20号 令和8年度玉城町国民健康保険特別会計予算（討論・採決）
- 第20 議案第21号 令和8年度玉城町山村振興事業特別会計予算（討論・採決）
- 第21 議案第22号 令和8年度玉城町介護保険特別会計予算（討論・採決）
- 第22 議案第23号 令和8年度玉城町後期高齢者医療特別会計予算（討論・採決）
- 第23 議案第24号 令和8年度玉城町病院事業会計予算（討論・採決）
- 第24 議案第25号 令和8年度玉城町水道事業会計予算（討論・採決）
- 第25 議案第26号 令和8年度玉城町介護老人保健施設事業会計予算（討論・採決）
- 第26 議案第27号 令和8年度玉城町下水道事業会計予算（討論・採決）

（午前9時00分 開会）

◎開会の宣告

- 議長（小林 豊） ただいまの出席議員数は12名で定足数に達しております。
よって、令和8年第1回玉城町議会定例会第4日目の会議を開きます。
本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

- 議長（小林 豊） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
本日の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、議長において
5番 渡邊 昌行 議員 6番 谷口 和也 議員
の2名を指名します。

これから議事に入ります。

◎日程第2 議案第3号から日程第8 議案第9号

○議長（小林 豊） 次に、日程第2、議案第3号 玉城町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について及び日程第8、議案第9号 玉城町消防団員等公務災害補償条例の一部改正についてを一括議題とします。

ただいま一括議題としました議案のうち、議案第4号及び議案第9号については総務産業常任委員会に、また議案第3号及び議案第5号ないし議案第8号については教育民生常任委員会に付託され、審査が終了し、委員会審査の報告書が提出されています。

まず、総務産業常任委員長の報告を求めます。

総務産業常任委員会、山路善己委員長。

○総務産業常任委員長（山路 善己） 議長から総務産業常任委員会の審査の報告を求められましたので、ただいま議題となっております議案について、委員会審査の経過並びに結果をご報告いたします。

去る3月5日開催の本会議において、本委員会に付託されました議案2件について、3月9日、第1委員会室において、町長、副町長及び教育長並びに関係職員の出席の下、6名の委員により審査を行いました。

その審査内容の詳細については、会議録をご高覧いただくこととし、委員会審査において質疑がありました主な事項及び審査結果をご報告いたします。

議案第4号 玉城町職員の給与に関する条例の一部改正について、執行部から追加説明があり、令和7年8月7日の人事院勧告については、12月定例会で対応しましたが、今回の条例改正はそれに伴い、細部にわたり本条例を改正するものであるとの説明でした。委員から、通勤手当の算定方法と車での通勤においてガソリン代は変動する。ガソリン代の変動に連動して算定するのが適切ではないかとの質問に対し、執行部から、規模が大きい地方公共団体には人事院勧告が設置されていて、独自に通勤手当など制定される自治体もあるが、多くの自治体は国庫準拠という形で人事院勧告に基づき算定しているとのことで、玉城町もそれに準じているとの答弁でした。

また、委員から、第二種初任給調整手当は最低賃金を下回る場合と理解しているが、それでよいかとの質問に対し、執行部から、そのとおりですとの答弁でした。

また、委員から、現在想定している基準額はとの質問に対し、執行部から、三重県の最低賃金の1,087円を基に制定するとの答弁でした。

次に、委員から、今回の通勤手当の改正について通勤時間を要する職員や自ら駐車場を借用している職員への配慮によるものかと考えるが、該当する職員はいるのかとの質問がありました。これに対し、執行部からは、通勤距離が60キロメートルを超える職員はいないこと、また、駐車場については町有地で賄っており、現状職員が他の場所を借用していることもなく、町の負担はないとの答弁がありました。

質疑を終了し、討論はなく、採決の結果、挙手全員で可決すべきものと決定しました。
議案第9号 玉城町消防団員等公務災害補償条例の一部改正について、委員から、公務災害基礎額の引上げに対し、支払いは基金から繰り出しのため、町の予算額の増減はないと考えるが、基金の掛金について増額はあるのかとの質問に対し、執行部から、現在のところはないが、将来的にはその可能性はありますとの答弁でした。

質疑を終了し、討論はなく、採決の結果、挙手全員で可決すべきものと決定しました。
以上、総務産業常任委員会に付託されました議案の審査報告といたします。

○議長（小林 豊） 以上で、総務産業常任委員長の報告は終わりました。これから委員長報告に対する質疑を行います。発言を許します。ございませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（小林 豊） 質疑の申出はありませんので、総務産業常任委員長の報告に対する質疑を終了します。

次に、教育民生常任委員長の報告を求めます。

教育民生常任委員会、南雅彦委員長。

○教育民生常任委員長（南 雅彦） 議長より教育民生常任委員会審査の報告を求められましたので、ただいま議題になっております議案について、委員会審査の経過並びに結果をご報告いたします。

去る3月5日開催の本会議において、本委員会に付託されました議案5件について、3月9日、第1委員会室において、町長、副町長及び教育長並びに関係職員の出席の下、6名の委員により審査を行いました。

その審査内容の詳細については、会議録をご高覧いただくこととし、委員会審査において質疑のありました主な事項及び審査結果をご報告いたします。

まず、議案第3号 玉城町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について、委員より、玉城町条例第1号第3条や9条に当たる条文の内容について、町としての考え方や意味の捉え方について、また、条例制定の時期、協定先独自項目、4月開始までの協定確立への対応等々、活発な質問がありました。執行部より、玉城町条例第1号第3条へは、乳児等通園支援事業者に対して、設備、保育士の配置基準等を含めて安心安全な施設で子供を保育するという観点から、この最低基準を最低限下回ることはないように、その事業者に対して指導をするというような内容で捉えている。また、9条へは、無資格の保育補助者もいる実態を踏まえ、有資格者による指導で補助を可能にするため必須要件とはしなかったと説明があり、具体的な訓練としては、県の研修への参加を想定していると回答がありました。条例制定の時期、協定先独自事項、4月開始までの協定確立については、通常保育を確立しつつ、保育士不足、待機児童の問題に引き続き取り組み、近隣市町との協定などを模索し、今後協議の場を設けていくことが必要であるとの答弁がありました。

討論はなく、採決の結果、挙手全員で本案を原案のとおり可決すべきものと決定しま

した。

次に、議案第5号 玉城町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について、委員より、保育士に加え地域限定保育士は、保育士と同等の知識及び経験を有するものであり、3年の縛りはあるものの、それを経過すれば全国どこでも勤務ができることから、保育人材確保の拡大につながるのか等の質問がありました。執行部より、この制度改正の趣旨は、保育人材確保のため、制度改正がなされた。保育士として働いていただく方を1人でも多く増やそうとするために制度が改善されたことを理解してほしいとの答弁がありました。

討論はなく、採決の結果、挙手全員で本案を原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第6号 玉城町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について、質疑、討論はなく、採決の結果、挙手全員で本案を原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第7号 玉城町国民健康保険条例の一部改正について、質疑、討論はなく、採決の結果、挙手全員で本案を原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第8号 玉城町介護保険条例の一部改正について、質疑、討論はなく、採決の結果、挙手全員で本案を原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、教育民生常任委員会に付託されました議案の審査結果報告といたします。

○議長（小林 豊） 以上で、教育民生常任委員長長の報告は終わりました。これから委員長報告に対する質疑を行います。発言を許します。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（小林 豊） 質疑の申出はありませんので、教育民生常任委員長長の報告に対する質疑を終了します。

これから議案ごとに討論、採決を行います。

議案第3号 玉城町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についてないし、議案第4号 玉城町職員の給与に関する条例の一部改正については討論の通告がありませんでしたので、討論を省略し、直ちに採決に入ります。

まず、議案第3号を採決します。

本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

（多数挙手）

○議長（小林 豊） 挙手多数です。

したがって、議案第3号 玉城町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第4号を採決します。

本案に対する委員長報告は可決です。

本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

(全 員 挙 手)

○議長（小林 豊） 挙手全員です。

したがって、議案第4号 玉城町職員の給与に関する条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

次に、議案第5号 玉城町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について、討論の通告書が提出されていますので、通告に基づき討論を行います。

まず、本案に対する反対者の発言を許します。

10番 中西友子議員。

○10番（中西 友子） 議長の許可をいただいたので、議案第5号 玉城町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について、反対の立場で理由を述べます。

過去、現在とも、教育民生常任委員会協議会では、保育士の待遇をテーマに、これまで話し合いを重ねてきました。そのたびに、保育士の賃金の低さ、待遇改善が必要だと議員間でも問題が共通認識としてあると思っています。今回の地域限定保育士の導入は、保育士不足を解消するためではなく、規制緩和の色が強いように思われます。潜在的な保育士は多いのに、その職に就いていない、その方たちの処遇の改善よりも手っ取り早い策を講じてきた、私はそのように思います。

また、地域限定保育士の指導は、正規の職員がすることになると思いますが、人材不足の中、まだ負担を負わせる気でしょうか。地域限定保育士を雇用する際は、正規職員に対する処遇改善も含め、よりよく検討いただきたいと思います。

以上をもって反対の理由とします。

○議長（小林 豊） 次に、賛成者の発言を許します。

4番 福田泰生議員。

○4番（福田 泰生） 議長の許可をいただきましたので、議案第5号 玉城町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について、賛成の立場で討論をさせていただきます。

近年、全国的に保育士不足は深刻な社会問題となっております。当町におきましても、特に未満児の受入れにおいては、待機児童が発生するなど、保育人材の確保は喫緊の課題となっております。このような中、保育人材の確保を図るため、これまで国家戦略特別区域において実施されていた地域限定保育士制度が令和7年10月に、児童福祉法上の制度として創設され、全国的な制度として位置づけられました。

これに伴い、従来、国家戦略特別区域法に基づき定められていた地域限定保育士制度は廃止され、新たに児童福祉法に基づく制度へ移行されたことから、本条例においても保育士の定義を改めるとともに、経過措置として改正前の制度による地域限定保育士に

についても保育士に含めるため、所要の改正を行うものであります。

地域限定保育士制度は、保育人材が不足するおそれの大きい地域において、集中的に人材確保に取り組むことを目的とした制度でありまして、制度化により認定を受けた地方公共団体において、地域限定保育士試験の実施が可能となりました。現在、この認定を受けている1府5県、この中には三重県も含まれております。そして、三重県下にある本町におきましても、この制度に対応した条例整備を行うことは必要不可欠であります。

少子化が進む現代であるからこそ、未来を担う子供たちが安心して保育を受けられる環境を整えること、そしてこの物価高騰の中で子育てに奮闘されている保護者の皆様の負担を少しでも軽くする、これは議員の重要な責務であります。

以上のことから、本条例改正の趣旨をご理解いただき、議員各位のご賛同をお願いいたしますことを添えさせていただきます。

これで私の賛成討論といたします。

○議長(小林 豊) 通告は以上ですので、これで討論を終了します。

これから議案第5号を採決します。

本案に対する委員長報告は可決です。

本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(多数挙手)

○議長(小林 豊) 挙手多数です。

したがって、議案第5号 玉城町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第6号 玉城町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について、討論の通告書が提出されていますので、通告に基づき討論を行います。

まず、本案に対する反対者の発言を許します。

10番 中西友子議員。

○10番(中西 友子) 議長の許可をいただきましたので、議案第6号 玉城町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について、反対の立場で理由を述べます。

放課後児童支援員の資格は、保育士や教員免許所有の方が受講して取れるものです。また、高校卒業後2年、中学卒業は5年の実務経験があれば受講できます。今回の条例改正は、受講途中でも資格を取ったとみなされる規制緩和ではないかと思えます。受講し終わってからで構わないと思えますので、反対の理由とします。

○議長(小林 豊) 次に、賛成者の発言を許します。

4番 福田泰生議員。

○4番(福田 泰生) 議長の発言の許可をいただきましたので、議案第6号 玉城町放

課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について、賛成の立場で討論をいたします。

今回の条例改正は、先ほどの議案第5号と同様に、保育士の定義を改正を行うとともに、経過措置として国家戦略特別区域法で定める地域限定保育士を保育士に含めるため、所要の改正を行うものであります。

放課後児童健全育成事業は、本町におきましては、児童館や放課後児童クラブ、これに該当する事業でございます。現在、支援員の確保については、委託先の皆様のご努力もあり、一定の受講は図られていると伺っております。しかしながら、現場では、教員や保育士などの資格を有しない方々にも、日々、子供たちの見守りや支援にご尽力いただいている状況でございます。そうした方々が、職務経験を積みながら資格取得にチャレンジし、資格取得につなげていくことは、専門性の向上だけではなく、処遇面の改善や収入の単価の向上にもつながり、現場で働く方々の大きな励みとなることと考えます。

また、保育士不足が社会的な問題となっている中、今後当町におきましても、放課後児童クラブにおいて支援員不足が生じる可能性は否定できません。そうした不測の事態にも柔軟に対応できる体制を整えておくことは、子供たちの安心安全な居場所を守る上で、重要なことであると考えます。

以上のことから、本条例改正は、現場の実情に即した適切な措置であると考え、賛成するものであります。議員各位のご賛同をお願い申し上げまして、私の賛成討論といたします。

○議長（小林 豊） 通告は以上ですので、これで討論を終了します。

これから議案第6号を採決します。

本案に対する委員長報告は可決です。

本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（多数挙手）

○議長（小林 豊） 挙手多数です。

したがって、議案第6号 玉城町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第7号 玉城町国民健康保険条例の一部改正についてないし、議案第9号 玉城町消防団員等公務災害補償条例の一部改正については、討論の通告がありませんでしたので、討論を省略し、直ちに採決に入ります。

まず、議案第7号を採決します。

本案に対する委員長報告は可決です。

本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（全員挙手）

○議長（小林 豊） 挙手全員です。

したがって、議案第7号 玉城町国民健康保険条例の一部改正については、委員長報

告のとおり可決されました。

次に、議案第8号を採決します。

本案に対する委員長報告は可決です。

本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(全 員 挙 手)

○議長(小林 豊) 挙手全員です。

したがって、議案第8号 玉城町介護保険条例の一部改正については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第9号を採決します。

本案に対する委員長報告は可決です。

本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(全 員 挙 手)

○議長(小林 豊) 挙手全員です。

したがって、議案第9号 玉城町消防団員等公務災害補償条例の一部改正については、委員長報告のとおり可決されました。

◎日程第9 議案第10号から日程第26 議案第27号

○議長(小林 豊) 次に、日程第9、議案第10号 令和7年度玉城町一般会計補正予算(第7号)ないし日程第26、議案第27号 令和8年度玉城町下水道事業会計予算を一括議題にします。

ただいま一括議題となりました各議案については、予算決算常任委員会に付託され、審査が終了し、委員会審査報告書が提出されています。

予算決算常任委員長の報告を求めます。

予算決算常任委員会、坪井信義委員長。

○予算決算常任委員長(坪井 信義) ただいま議長より予算決算常任委員会における審査結果の報告を求められましたので、ただいま議題となっております各会計予算案について、予算決算常任委員会における審査の経過並びに結果をご報告申し上げます。

去る3月5日の本会議において、当委員会に付託されました議案第10号 令和7年度玉城町一般会計補正予算(第7号)ないし議案第27号 令和8年度玉城町下水道事業会計予算までの各議案につきまして、3月9日、第1委員会室において、町長、副町長、教育長並びに関係職員の出席の下、議長同席により議員11名全員の出席の上、審査を行いました。

なお、令和8年度の各予算につきましては、町長選挙を控えていることから、骨格予算として編成されたものであるとの説明を受けたところであります。

審査の詳細につきましては、会議録をご高覧いただくこととし、以下、主な質疑の内容及び審査結果についてご報告いたします。

まず、議案第10号 令和7年度玉城町一般会計補正予算（第7号）について、歳入について、ふるさと応援寄附金に関する内容、また、農業用資材貸付け収入等についての質疑がありました。

次に、歳出においては、民生費におけるこども医療費に関する事項並びに教育費における文化財等管理基金積立金の運用方法等について質疑が行われました。

討論はなく、採決の結果、挙手全員により原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第11号 令和7年度玉城町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について、第2表繰越明許費補正についての質疑がありました。

討論はなく、採決の結果、挙手全員により原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第12号 令和7年度玉城町山村振興事業特別会計補正予算（第2号）について、質疑、討論ともになく、採決の結果、挙手全員により原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第13号 令和7年度玉城町介護保険特別会計補正予算（第3号）について、歳出、第1款総務費において、今年度の実績と来年度予定に関する質疑があり、討論はなく、採決の結果、挙手全員により原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第14号 令和7年度玉城町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について、質疑、討論ともになく、採決の結果、挙手全員により原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第15号 令和7年度玉城町病院事業会計補正予算（第2号）について、外来利用者の減少理由について質疑がありました。討論はなく、採決の結果、挙手全員により原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第16号 令和7年度玉城町水道事業会計補正予算（第3号）について、配水量と動力費の関係について質疑がありました。討論はなく、採決の結果、挙手全員により原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第17号 令和7年度玉城町介護老人保健施設事業会計補正予算（第2号）について、今後の運営方針について質疑がありました。討論はなく、採決の結果、挙手全員により原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第18号 令和7年度玉城町下水道事業会計補正予算（第3号）について、質疑、討論ともになく、採決の結果、挙手全員により原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第19号 令和8年度玉城町一般会計予算について、歳入においては、1款町税のうち入湯税に関する事項、また、18款財産収入の物品売払収入に関する事項について質疑がありました。歳出においては、2款総務費における集落支援員事業委託料に関する質疑等がありました。討論はなく、採決の結果、挙手多数により原案のとおり可

決すべきものと決定しました。

次に、議案第20号 令和8年度玉城町国民健康保険特別会計予算について、質疑、討論ともになく、採決の結果、挙手全員により原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第21号 令和8年度玉城町山村振興事業特別会計予算について、歳出において、イベント事業委託料に関する質疑がありました。討論はなく、採決の結果、挙手全員により原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第22号 令和8年度玉城町介護保険特別会計予算ないし議案第27号 令和8年度玉城町下水道事業会計予算については、これら各議案について、質疑、討論ともになく、採決の結果、挙手全員により原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、予算決算常任委員会における審査の経過並びに結果の報告といたします。

○議長（小林 豊） 以上で、予算決算常任委員会の委員長報告は終わりました。お諮りします。

予算決算常任委員会の委員長報告に対する質疑は省略したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ声あり）

○議長（小林 豊） 異議なしと認め、質疑を省略します。

これから議案ごとに討論、採決を行います。

議案第10号 令和7年度玉城町一般会計補正予算（第7号）ないし議案第18号 令和7年度玉城町下水道事業会計補正予算（第3号）については、討論の通告がありませんでしたので、討論を省略し、直ちに採決に入ります。

まず、議案第10号を採決します。

本案に対する委員長報告は可決です。

本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（全 員 挙 手）

○議長（小林 豊） 挙手全員です。

したがって、議案第10号 令和7年度玉城町一般会計補正予算（第7号）は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第11号を採決します。

本案に対する委員長報告は可決です。

本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（全 員 挙 手）

○議長（小林 豊） 挙手全員です。

したがって、議案第11号 令和7年度玉城町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第12号を採決します。

本案に対する委員長報告は可決です。

本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(全 員 挙 手)

○議長 (小林 豊) 挙手全員です。

したがって、議案第12号 令和7年度玉城町山村振興事業特別会計補正予算(第2号)は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第13号を採決します。

本案に対する委員長報告は可決です。

本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(全 員 挙 手)

○議長 (小林 豊) 挙手全員です。

したがって、議案第13号 令和7年度玉城町介護保険特別会計補正予算(第3号)は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第14号を採決します。

本案に対する委員長報告は可決です。

本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(全 員 挙 手)

○議長 (小林 豊) 挙手全員です。

したがって、議案第14号 令和7年度玉城町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第15号を採決します。

本案に対する委員長報告は可決です。

本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(全 員 挙 手)

○議長 (小林 豊) 挙手全員です。

したがって、議案第15号 令和7年度玉城町病院事業会計補正予算(第2号)は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第16号を採決します。

本案に対する委員長報告は可決です。

本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(全 員 挙 手)

○議長 (小林 豊) 挙手全員です。

したがって、議案第16号 令和7年度玉城町水道事業会計補正予算(第3号)は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第17号を採決します。

本案に対する委員長報告は可決です。

本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(全 員 挙 手)

○議長(小林 豊) 挙手全員です。

したがって、議案第17号 令和7年度玉城町介護老人保健施設事業会計補正予算(第2号)は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第18号を採決します。

本案に対する委員長報告は可決です。

本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(全 員 挙 手)

○議長(小林 豊) 挙手全員です。

したがって、議案第18号 令和7年度玉城町下水道事業会計補正予算(第3号)は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第19号 令和8年度玉城町一般会計予算について、討論の通告書が提出されていますので、通告に基づき討論を行います。

まず、本案に対する反対者の発言を許します。

10番 中西友子議員。

○10番(中西 友子) 議長の許可をいただきましたので、議案第19号 令和8年度玉城町一般会計予算について、反対の立場で意見を述べさせていただきます。

この議案は、世界情勢が混乱する以前に作成されたものですが、現時点ではかなりそぐわない内容になってきているのではないのでしょうか。私は今回、防災以外の蓄えが町にあるのか、令和7年度予算を見返してみましたが、主だったものではありませんでした。新規の起債は延期をし、食料、物資の確保に転換することを提案したいと思います。

以上をもって反対の理由とします。

○議長(小林 豊) 次に、賛成者の発言を許します。

1番 坂本稔記議員。

○1番(坂本 稔記) 議長の許可をいただきましたので、議案第19号 令和8年度玉城町一般会計予算について、賛成の立場から討論をさせていただきます。

本予算は、町長選挙を控えた年度であることから、骨格予算として編成されたものであり、新規の大型事業を抑制しつつも、町民生活に直結する継続事業や行政運営に必要な経費について、適切に計上された予算であります。

歳入面においては、町税収入の増加が見込まれる一方で、国庫支出金や地方創生関連交付金の減少なども見込まれており、当町の財政運営は引き続き慎重な対応が求められる状況にあります。そのような中であって、基金の活用などにより安定した財政運営を図ろうとする姿勢は、現実的かつ妥当なものであると評価をいたします。また、歳出においては、民生費では、生涯福祉や児童福祉の充実、教育費では、学校施設整備や学校給食支援など町民生活に密接に関わる施策が計上されております。

さらに、消防費における安全対策や地域コミュニティーを支える施策など、安心して暮らせるまちづくりに必要な予算が計上されているものと受け止めております。

また、本議案については、予算決算常任委員会において慎重に審査が行われ、各委員から様々な観点から質疑が行われました。しかしながら、その審査の過程において、本予算案の反対に値するような重大な問題点を指摘するような質疑、これは見受けられず、その内容に対する確認もされていないというのが現状であります。

言うまでもなく、一般会計予算は町政運営の根幹であり、これに反対するということは新年度からの行政運営に大きな影響を及ぼしかねない極めて重大な判断であります。仮に予算の一部、これに異論があるのであれば、その内容を明確にして、必要に応じて修正動議を提出する、これが行政運営が滞ることのない形で議会として責任のある対応、これであるというふうに考えております。

地方自治体の予算は、町民生活を支える基盤であり、単なる数字の積み上げではございません。町の方向性を示す重要なものであります。本予算案は、骨格予算ではありませんが、町民生活に必要な施策を着実に実施するため、その基盤となる予算であり、その内容は十分妥当なものであると判断をいたします。

議員各位には、良識のある判断をお願いし、賛成討論とさせていただきます。

○議長（小林 豊） 通告は以上ですので、これで討論を終了します。

これから、議案第19号を採決します。

本案に対する委員長報告は可決です。

本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（多 数 挙 手）

○議長（小林 豊） 挙手多数です。

したがって、議案第19号 令和8年度玉城町一般会計予算は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第20号 令和8年度玉城町国民健康保険特別会計予算ないし議案第27号 令和8年度玉城町下水道事業会計予算については、討論の通告がありませんでしたので、討論を省略し、直ちに採決に入ります。

これから議案第20号を採決します。

本案に対する委員長報告は可決です。

本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（全 員 挙 手）

○議長（小林 豊） 挙手全員です。

したがって、議案第20号 令和8年度玉城町国民健康保険特別会計予算は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第21号を採決します。

本案に対する委員長報告は可決です。

本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(全 員 挙 手)

○議長(小林 豊) 挙手全員です。

したがって、議案第21号 令和8年度玉城町山村振興事業特別会計予算は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第22号を採決します。

本案に対する委員長報告は可決です。

本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(全 員 挙 手)

○議長(小林 豊) 挙手全員です。

したがって、議案第22号 令和8年度玉城町介護保険特別会計予算は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第23号を採決します。

本案に対する委員長報告は可決です。

本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(全 員 挙 手)

○議長(小林 豊) 挙手全員です。

したがって、議案第23号 令和8年度玉城町後期高齢者医療特別会計予算は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第24号を採決します。

本案に対する委員長報告は可決です。

本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(全 員 挙 手)

○議長(小林 豊) 挙手全員です。

したがって、議案第24号 令和8年度玉城町病院事業会計予算は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第25号を採決します。

本案に対する委員長報告は可決です。

本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(全 員 挙 手)

○議長(小林 豊) 挙手全員です。

したがって、議案第25号 令和8年度玉城町水道事業会計予算は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第26号を採決します。

本案に対する委員長報告は可決です。

本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(全 員 挙 手)

○議長(小林 豊) 挙手全員です。

したがって、議案第26号 令和8年度玉城町介護老人保健施設事業会計予算は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第27号を採決します。

本案に対する委員長報告は可決です。

本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(全 員 挙 手)

○議長(小林 豊) 挙手全員です。

したがって、議案第27号 令和8年度玉城町下水道事業会計予算は、委員長報告のとおり可決されました。

暫時休憩します。

(午前9時53分 休憩)

(午前9時55分 再開)

○議長(小林 豊) 再開します。

ただいま、閉会中の継続審査の申出についてに係る発議が、議会運営委員会委員長、総務産業常任委員会委員長及び教育民生常任委員会委員長より提出されていますので、日程に追加し、議題とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

○議長(小林 豊) 異議なしと認め、発議第1号を追加日程第1、発議第2号を追加日程第2、発議第3号を追加日程第3とし、議題とすることに決定しました。

◎追加日程第1 発議第1号から追加日程第3 発議第3号

○議長(小林 豊) 追加日程第1、発議第1号ないし追加日程第3、発議第3号に係る閉会中の継続審査の申出についてを一括議題とします。

各常任委員会委員長から、委員会において審査する事件につき、会議規則第75条の規定により閉会中の継続審査の申出があります。

お諮りします。

各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

○議長(小林 豊) 異議なしと認め、それぞれの常任委員会において閉会中の継続審査とすることに決定しました。

これで今期定例会に付された事件は全て終了しました。

したがって、会議規則第7条の規定により、本日で閉会したいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

○議長（小林 豊） 異議なしと認め、今期定例会は本日で閉会することに決定しました。

閉会に当たり、町長、挨拶願います。

辻村町長。

○町長（辻村 修一） 閉会に当たり、挨拶を申し上げます。

今期定例会に提案の全ての議案につきまして原案承認を賜りましたこと、厚くお礼を申し上げます。骨格予算ということで、企業会計を含めまして約120億の予算についてご承認を賜ったわけでございます。新年度、まずはスタートしていただけるということでもあります。

直近の町の状況は、議員の皆さん方もご承知のとおり、少子化でございます、ピーク時の出生140人から現状は年間約70人の出生ということでございますけれども、玉城町の状況を毎月見ておりますと、ここにきて、転入超過を、この1年、2年、転入が超過をしておると、そういう傾向でございますし、また、過去3年で新築が約290軒、1年間に約90軒の新築住宅があると、こういうことでございます。以前、各年間に70軒ほどの新築でございましたけれども、少し増加の傾向にある、いい傾向が今見られるというふうに思っておるわけございまして、玉城町を住む場所として選んでいただいていることに心から感謝を申し上げる次第でありますと同時に、やはり住んでよかったと思っただけの期待に応えるまちづくりを進めていくことが重要だと、こんなふうに思っておるわけございまして、引き続き議員の皆様方のお力添えを賜りたいと思うわけであります。

また、長く皆さん方に育てていただきまして町政に関わらせていただきました。大変お世話になりましたことを心から感謝を申し上げる次第でございます。議員の皆さん方、そして町の皆さん方のご健康、幸せを心から祈念を申し上げますとともに、玉城町のさらなる発展をお祈り申し上げてお礼の挨拶とさせていただきます。ありがとうございます。

○議長（小林 豊） これで令和8年第1回玉城町議会定例会を閉会します。

（午前9時59分 閉会）